

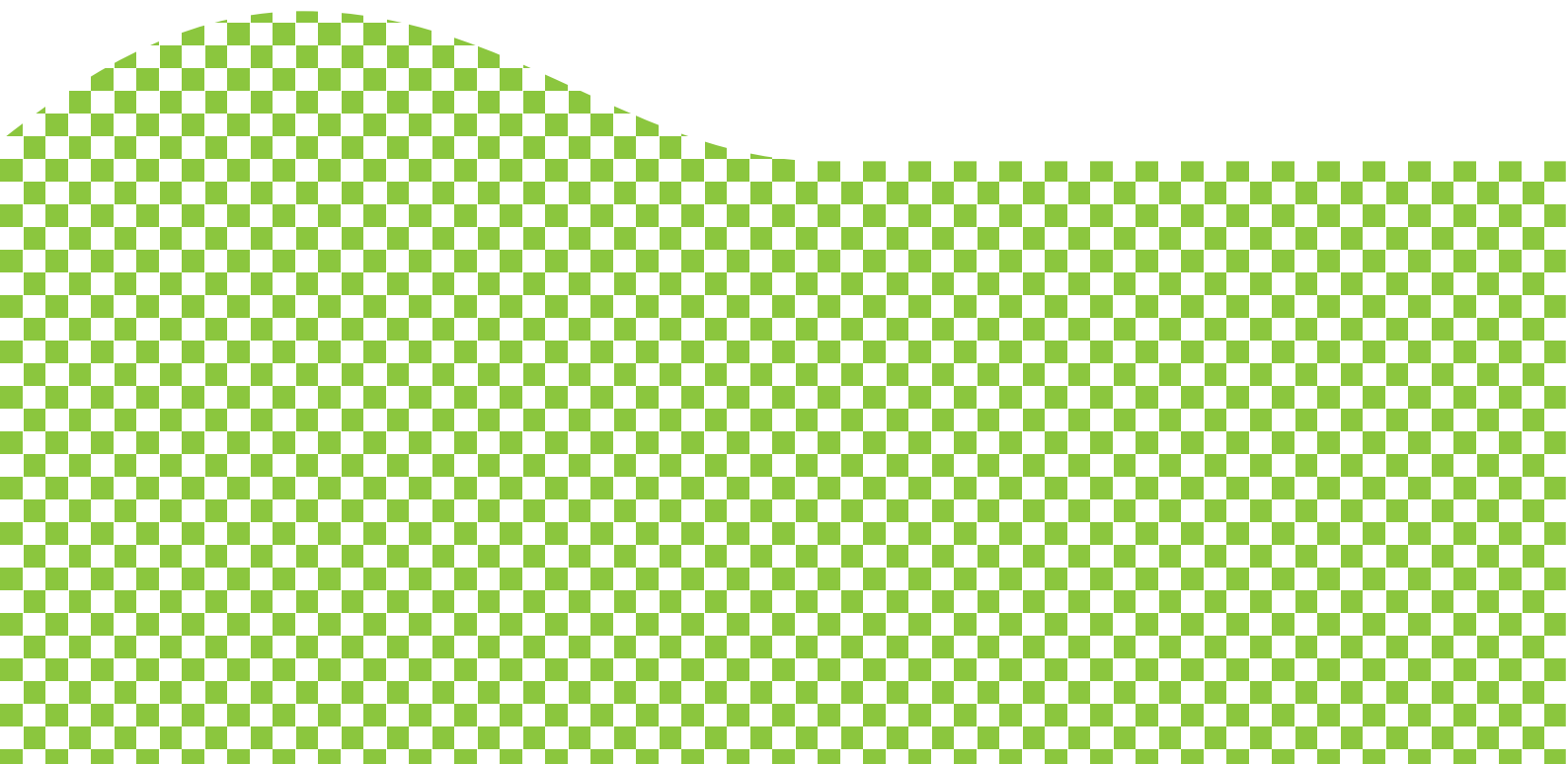
学校で勉強する内容は いつ、だれが決めたの？

くもつと自由に学びたいく

Toshihisa Yamamoto

山本敏久

奈良教育大学教職開発講座



学校で勉強する内容はいつ、だれが決めたの？

～もっと自由に学びたい～

奈良教育大学 教職開発講座 山本 敏久

はじめに

キャッチーなタイトルで、これから記そうとすることがうまく伝わらないかも知れないので、ちょっと補足。なら、初めから内容がきっちり伝わるように書けばいいのにつて声が聞こえてきそうです。まずはそこから…。

このタイトルから、どんな話が展開されるのかなって、少しでも「？」をもってくださいたら大成功。「学び」は「？」から始まるのです。そこが「勉強」と違うところ。でも、大学を目指そうとしている多くのみなさんは、まだまだ「勉強」に忙しいことと思います。この続きは後ほど…。

また、こんな人がいたかも知れません。～もっと自由に学びたい～どころではなく、「どうしてみんな同じことを勉強しなくちゃいけないの！」や「なんで、学校に行かなきゃならないの！」という疑問や不満を抱いた人…。

では、それらを解き明かす入り口まで、ご案内することにしましょう。

1. もしも、みんなが好きなことだけ、好き勝手にやっていたら

本当は、みんな自由気ままに生きたいよ。これは究極の理想かも知れませんが、なかなかそうは問屋が卸さない。「人」という漢字の成り立ちからも分かるように、人は、お互い寄り添ってやっと「人」だから、自分（個人）はとても大事だけれど自分だけよければよいというわけにはいかないのです。それが人の宿命。だから、学校で勉強する中身も時期も全て、既に「人」に決められているのです。小学校から高等学校まで、それぞれの「学習指導要領」¹⁾という“本

(書店にも売っています)”に結構細かく示されているのです。その中身は、次章で触れることにして、では、その「学習指導要領」は誰が決めたのか。それは文部科学大臣です。もちろん大臣一人で決めるわけではなく、色々な法律で定められていることとなります(ちなみに幼稚園や認定こども園にも同様の「要領」がありますが、ここでは義務教育の学校の話を中心に進めます)。

学校教育に関することの多くは「学校教育法」「学校教育法施行令」「学校教育法施行規則」で定められています。学校での学習全体の詳細は「学習指導要領」にまとめて示すことや、『小学校は6年間です』というような各学校の修業年限や、『決められた教科書を使って勉強するのですよ』ということは学校教育法に、各学校で教える教科や各学年の授業時間数は同施行規則にそれぞれ定められています。

また、学校教育法には、義務教育の目標や小学校や中学校の目的も定められています。ではここで、義務教育の目標を少し見てみましょう。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 〈後略；十まで続きます。〉

如何ですか。学校教育法に書かれた義務教育の目標の一番目が、「学校内外における…」から始まるスケールの大きさ。教科とかテストとか勉強なんて言っていないでしょう。二もそうです。今は COVID-19 による制約がありますが、ESD や SDG s の考え方に通じる(予見していたかのような)グローバルな感じがするでしょう。

ここで、法律の源流を少しさかのぼって行きましょう。

実は、この義務教育の目標は、別の法律で既に定められている義務教育の目的を達成するために掲げられたものなのです。では、その義務教育の目的は、どこにどのように定められているのでしょうか。

それが「教育基本法」です。この法律は、その名のごとく学校教育のことだ

けでなく、教育全体の大本になることを定めた基本法です。平成 18(2006)年に改正されましたが、もともとは昭和 22(1947)年に制定されたものです。憲法と同じように前文が置かれています。

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

どうですか？さらにスケール感が増したと思いませんか。

この前文に続いて、以下の第一条、第二条と続きます。

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

〈後略；目標が五つ示されています。〉

そして、第五条第2項に義務教育の目的が次のように示されています。

〈前後略、抜粋〉 …各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として…

このように、学校で勉強する内容（教育を行うこと・受けさせること）は、既に、法律によって決められているのです。『世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること』を願って教育を推進し、『人格の完成を目指す』と定められているのです。さらに、この「教育基本法」の前文に書かれているように、最後はとうとう憲法にまでたどり着くのです。勝手には変えることはできないのです。

2. 大人は子どもを頼りにしている

がんじがらめに決められていて、とても窮屈な印象をもったかも知れませんが、窮屈ついでに、前章で触れた「学習指導要領」の紹介をしましょう。この“本”には、子どもたちの勉強すべきことがぎっしり書かれています。ハウツー本ではありませんが指導の際に留意すべきことも示されているので、本編と解説編を合わせると、小中学校分で 30 cm 近い分厚さになります。これをもとに、絵や写真を入れて作られているのが教科書というわけです。

本当は、もっと自由に学ばせて(遊ばせて)あげたいと思うけれど、子どもたちにこれだけは知っておいてほしい、できるようになってほしいと思って、大人は色々な決まりごとを作ってきたということです。みなさんには、先述の法律で示されたような崇高な理想を掲げたよりよい社会・世界の創り手になってほしいのです。持続可能な世界・地球を若い力に託すしかないのです。だから、全国どこにいても全ての子どもたちには、同じように、切磋琢磨して最低〇〇はできるようになってほしいのです。

そのために、これだけは教えておこうと決めたことが「学習指導要領」に示されています。学習指導要領の基準性²⁾と言います。

3. これから、世界は変わるんだ

ところで、教える内容（学ぶ内容、学びたいこと）は、本当に全国一律、みんな一緒でよいのでしょうか。戦争で焼け野原になった日本が知恵と努力で復興し、国際社会に認められ発展してきたこれまでは、そういうやり方がよかったのかも知れません。でも、これからの世の中、世界ではどうでしょうか。

分からないことはすぐ検索！知識や How-to は動画付きで手に入れることができる。今までのように、コツコツ覚え、色々なことを知っていなければなら

ない必然性が一気に低下。しかもその程度の“勉強”なら学校でみんなと一緒にしなくてもできる。さらに、みんなが同じように、知っている・使えるレベルのことは人間より速く正確にコンピュータが片付けてしまう。車の自動運転に象徴されるように、AIなら、ある程度の判断までやってのけるようになるのです。

そんな中、人生 100 年時代を生きるみなさんに、「人」にしかできない人間としての強みを身に付けていてほしい。そう考えた大人たちが、色々な提言をしています。*

今回改訂された「学習指導要領」もその一つといえると思います。本稿 1、2 章で記したように、ゆるぎない理念のもと制度化されたものですから、たくさんの方の決まりごとがありますし、共通して学んでほしいことは決まっています。しかし、次代を見据えて、各学校で行える自由度が増しています。これまで以上に、一人一人の子どもの様子や願い、家庭・地域の実態、学校の実情等を踏まえ、工夫を凝らした学習の目標・内容・方法を生み出せるようになっていきます。また、生み出さなければならないと思います。AI にはない人間ならではの柔軟な発想力や直観力を発揮して、教科の枠組みや「正解」だけにとらわれず、人と人とのつながりを生かして、振り返りつつもポジティブに、豊かな学びを創造する。『主体的な学び』『対話的な学び』²⁾を大事にして、『深い学び』を実現しなければならないのです。

そのためにとても重要なことがあります。それは、これからの学校教育は、大人も子どもも、学校も家庭も地域のみなさんも一緒になって進めるということです。先生や学校だけの課題ではありません。立場や役割を越えて全ての大人（むかし子ども）が、全ての子ども（やがておとな）と共に創りあげていくものだと思っています。

4. 「なんで?」「ほんと?」を大事にしてほしい・・・これが本当の「学び」

ずいぶん話が大きくなってしまいました。まとめましょう。大学生になるまで、特に、学校での勉強の進め方についての提案です。

「空を自由に飛びたいな」という猫型ロボットのアニメのフレーズで考えてみます。技術的には夢絵空事ではないような時代になってきました。だからこ

そ今一度、「自由に」の部分について、深くかみしめておきたいと思います。～もっと自由に学びたい～の「自由」についてもそうです。

苦野一徳³⁾という哲学・教育学者は『「自由」とは難しい言葉ですが、〈中略〉「生きたいように生きられること』』と述べています。そして、『学校教育の最も大事な本質は、すべての子どもたちに、〈自由〉に、つまり「生きたいように生きられる」力を育むことにある』とも述べています。ただ、字義通りにみんなが自分の自由だけを主張し合えば争いが起きますから、他者の自由も認め尊重できること（「自由の相互承認」）の感度を高めることが学校教育の大事な使命だというわけです。

では、みんなが自由に、みんなが幸せに生きるためにはどうすればよいのでしょうか。答えは一筋縄には見つからないかも知れません。でも、そんなことを追究することが、本当の「学び」なのかも知れません。

少なくとも、教えられたとおり・言われたように行う「勉強」だけではなく、様々なことに自ら問いを立て、異なる考えの人と出会いながら、『主体的・対話的で深い学び』を繰り返すことです。学校は、そういう練習を繰り返し行うために集う場です。また、そういう場として、さらにバージョンアップしていかなければならないと思います。『教室はまちがうところだ』⁴⁾という言葉に込められたものは、時代が変わっても変わらないと思っています。

おわりに

最後にもう一つ大事なことを…是非、本稿に記したことにも「？」をもち、自らの「学び」につなげてください。本稿を書くに当たり私がインスパイアされた参考資料・図書を挙げておきます。また、異なる発想が生まれることを期待しています。

いつかどこかで、マスクなしで集い「学び合う」日が来ることを楽しみに。

引用文献

- 1) 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領』 東洋館出版社
- 2) 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領解説総則編』 東洋館出版社
- 3) 菅野一徳 (2019) 『ほんとうの道徳』 トランスビュー
- 4) 蒔田晋治 (2004) 『教室はまちがうところだ』 子どもの未来社

※参考資料・図書

文部科学省 (2018) Society 5.0 に向けた学校 ver.3.0 (mext.go.jp)

小島俊明 (2019) 『ひとりで、考える—哲学する習慣を』 岩波ジュニア新書

名嶋義直 編著 (2020) 『10代からの批判的思考 社会を変える9つのヒント』 明石書店

ウスビ・サコ (2020) 『「これからの世界」を生きる君に伝えたいこと』 大和書房

立岩陽一郎 (2020) 『コロナの時代を生きるためのファクトチェック』 講談社

山本 敏久 (Yamamoto Toshihisa)

1994年 奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程修了
1983年 奈良県公立小学校教諭、奈良県教育委員会事務局、奈良県立教育研究所、奈良県公立小学校長を経て、2020年奈良教育大学教職開発講座（教職大学院）准教授。2021年同教授。



【研究テーマ】子どもたちが学びたい・生きたい学校にするために、教育課程はどうあるべきか。急激に変化する時代にあってもなお、変えてはならぬ教育とは何か。新しい日常が求められる中で変わるべき教育の姿とは。全ての子どもが輝くために、特別でない特別支援教育の在り方を土台にして、カリキュラム・マネジメントに関することを模索中。

【趣味】家庭菜園、土づくり

【想い】何ひとつ無駄になるのものなんてない。全ての経験を糧にして、前へ。

【好きな歌】中島みゆき(ファイト)

【好きな言葉】井上ひさし(むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをおもしろく、おもしろいことをまじめに、まじめなことをゆかいに、そして ゆかいなことは あくまでゆかいに)

学校で勉強する内容はいつ、だれが決めたの？

～もっと自由に学びたい～

著者 やまもと としひさ
山本 敏久

2021年3月31日 第1版

奈良教育大学出版会

〒630-8528

奈良市高畑町

TEL: 0742 (27) 9135 FAX: 0742 (27) 9147

E-mail: g-kenkyu@nara-edu.ac.jp

URL: <http://www.nara-edu.ac.jp/PRESS/>